

診療材料等納入仕様書

1 納品場所 長崎みなとメディカルセンター（長崎市新地町6番39号）

2 契約期間 令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

3 特記事項

- (1) 定数物品の供給体制については、緊急時に備えて随時供給可能な体制を構築するなど迅速な対応に努めること。
- (2) 契約品目のうち定数物品については、病院事業の運営に支障をきたすことがないように、常時在庫を有し、安定供給に努めること。
- (3) 納品にあたっては、有効期間または使用期限に留意し、期限切れ材料のないように品質管理に努めること。
- (4) 原則、発注は各病院の開院時間内とする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- (5) 原則、納品は受注の翌開院日までとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- (6) 納品時間については、担当者と打ち合わせるものとする。
- (7) 連絡体制表を必要部数提出すること。
- (8) 契約期間中に納入単価の見直しを実施するので協議に応じること。
- (9) 単価契約物品の規格違い又はサイズ違いの追加採用は、購入金額が同額の場合のみ、単価契約に追加し単価契約物品として購入する。その場合、単価契約追加物品一覧表を提出すること。また、契約単価に変更がある場合は、単価契約価格変更一覧表を提出すること。
- (10) この物品売買単価契約は令和6年1月1日から令和8年12月31日の履行期間において締結する診療材料等物品調達及び管理等業務（SPD）委託契約に付随するものであり、診療材料等物品調達及び管理等業務（SPD）委託が満了または解除された場合は、本契約も併せて解除されるものとする。
- (11) 診療報酬改定に伴う単価見直しがある場合は、改めて交渉後、妥結した時点で契約を締結しなおすものとする。
再契約の際には、診療報酬改定の適用日より請求を行っている分に関しては妥結後の価格を適応し、遡及値引きを行うものとする。